

人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成4年人事院公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年2月17日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則19—0（職員の育児休業等）（以下「規則」という。） <u>第3条第3号イ(2)</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。	一 人事院規則19—0（職員の育児休業等）（以下「規則」という。） <u>第3条第3号イ(3)</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。
二～五 (略)	二～五 (略)
六 <u>規則第28条第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。	六 <u>規則第28条第2号ロ</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている非常勤職員について定めること。
七 <u>規則第32条第1項</u> の規定に基づき、人事院が定めることと	(新設)

<p><u>されている事実、事項及び措置</u> <u>について定めること並びに職員</u> <u>に対して当該事項を知らせると</u> <u>ともに当該措置を講ずること</u> <u>について定めること。</u></p>	
<p>八 <u>規則第33条第1項第3号の</u> <u>規定に基づき、人事院が定める</u> <u>こととされている措置について</u> <u>定めること。</u></p>	(新設)
<p>九 <u>規則第34条第1項の規定に</u> <u>基づき、人事院が定めることと</u> <u>されている状況について定める</u> <u>こと及び報告を受理すること。</u></p>	(新設)
<p>十 <u>規則第34条第2項の規定に</u> <u>基づき、報告を取りまとめ、そ</u> <u>の概要を公表すること。</u></p>	(新設)
<p>十一 <u>規則第35条の規定に基づ</u> <u>き、人事院が定めることとされ</u> <u>ている事項について定めること。</u></p>	<p>七 <u>規則第32条の規定に基づ</u> <u>き、人事院が定めることとされ</u> <u>ている事項について定めること。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

2 この決定による改正は、令和4年4月1日から効力を発生する。